

りんくうタウンの事業用定期借地促進措置

○ 貸付料減額制度（事業用借地権設定契約に係る貸付料の減額に関する基準）

区 分	商業業務ゾーンを除く地域	商業業務ゾーン地域
減額措置の内容	基本貸付料（年額）から市町村交付金相当額（固定資産税相当額）を控除した金額の2分の1を減額 均等方式又は傾斜方式の選択が可能	基本貸付料（年額）から市町村交付金相当額（固定資産税相当額）を控除した金額を減額
減額期間	貸付開始日から5年間	貸付開始日から10年間
適用条件	次のうち2つ以上に該当する施設 ①先端産業（IT、バイオ、ナノテク）を営む施設 ②高度な技術力を有する者が営む施設 ③常時雇用従業員が10人以上の施設 ④当該借地契約に係る土地の面積が2,000㎡以上である施設	次のいずれかに該当する施設 ①国際的な交流、観光又はビジネス拠点形成に向けた外資系企業であり、かつ、常時雇用従業員が20人以上の施設 ②高度な学術・研究開発機能を有する施設であり、かつ、常時雇用従業員が10人以上の施設

○ 地元市・町の優遇措置

区 分	対 象 事 業 者	奨 励 金 の 内 容
泉佐野市	敷地面積が2,000㎡以上の土地を新たに取得し、又は借り受け、その取得又は借り受けた日から1年以内に事業用の建物の建設に着手した企業等又は新たに事業用の建物を建設した企業等（H13.10～H20.3） *H15.7～借地も対象	取得した土地及び家屋（借地上も含む）に係る固定資産税相当額の20%（市長が特に認める場合は50%）を5年間交付 賃貸した土地に係る市町村交付金相当額（固定資産税相当額）の20%（市長が特に認める場合は50%）を5年間交付
田尻町	新たに土地を取得し、又は借り受け、その取得又は借り受けの日から1年以内に事業用の建物の建設に着手した企業等又は新たに事業用の建物を建設した企業等（H14.1～H21.3） *H15.7～借地も対象	取得した土地及び家屋（借地上も含む）に係る固定資産税相当額の50%を5年間交付 賃貸した土地に係る市町村交付金相当額（固定資産税相当額）の50%を5年間交付
泉南市	新たに土地を取得し、事業場（物品の製造又は空港関連産業の用に供する施設）を新設する企業（H11.4～）	取得した土地に係る固定資産税及び都市計画税の合計相当額の50%を5年間（市内企業）又は4年間（市外企業）交付